

大阪で旧優生保護法を問うネットワークをつくっていきませんか？

この間、全国で強制不妊手術に対する裁判が行われ、大阪でも原告の方が裁判へと声をあげておられます。

今後、裁判の傍聴をはじめ、国の法律制定の動きの中で被害者への案内や相談支援体制など地域でも考えていくべきことが多くあります。これからの大阪においても、団体や個人間の連携や協力など必要かと感じていますが、わたしたちはこの課題における運動に関わった経験がほとんどありません。そのため、まずはネットワークづくりから始めていく必要があると私たちは考えました。メーリングリスト（ML）で裁判情報や情報共有など行いたいと思っています。ご賛同いただけましたら連絡先をお教えください。

まずは、この課題に興味/関心を持つ人たちで、MLでつながっていきましょう。

■賛同いただける方の申込先/当面の窓口 **自立生活夢宙センター（担当：内村）**
メール **osaka.tounet@gmail.com** 電話 06-6683-1053 FAX 06-4702-4738

住所 〒559-0024 大阪市住之江区新北島 1-2-1 オスカードリーム 2F

★メーリングリスト登録希望の方は上記メール宛まで以下4項目をお知らせください。

- 1) お名前（ふりがな）、2) 肩書、所属などあれば、3) 連絡先（MLに登録するアドレス）
- 4) メールアドレス以外の連絡先

今後、ネットワークの進め方などもご相談しながら進めていきたいと思っています。みなさまのお力添えをいただきますよう、よろしくお祈りします。（呼びかけ人：自立生活夢宙センター 内村恵美、自立生活センター・あるる 鈴木千春）

●強制不妊手術 第2回口頭弁論期日

2019年2月6日(水)大阪地方裁判所 202号(大法廷)

9:35~9:45に別館正面玄関前に並んだ人対象に抽選。

※車いす利用者は本館2階202法廷北側廊下にお集り
ください。

第2回口頭弁論は10:30~1時間程度

●報告集会

2019年2月6日(水)11:30頃~13:00頃を予定

会場は大阪弁護士会館510号室 (大阪地方裁判所の東隣のビル5階)

「強制不妊手術」に関する

ご相談や問い合わせ先

大阪弁護士団：辻川法律事務所 弁護士
TEL：06-6626-2437 辻川圭乃
FAX：06-6626-2438

また、各地の弁護士団で優生保護法被害について、電話やFAXで連絡できる窓口を設けられています。

<http://yuseibengo.wpblog.jp/aboutus>

(優生保護法被害弁護士団ウェブサイト
より)

★車いす利用者の方の集約、手話通訳・文字通訳が必要な方の集約

- ・前回同様、車いす利用者で傍聴を希望する方の集約加えて
- ・手話通訳・文字通訳が必要な方で傍聴を希望する方の集約を行います。

※裁判所による通訳保障は未確立のため、現時点では希望を把握する趣旨でお伺いしています。

★傍聴希望者が多い場合

前回同様、抽選の可能性も高いようですが、まだはっきりしません。申し訳ありませんが、ご承知おきください。

★裁判所の「所持品検査」について

このところ大阪地裁は、空港のような「所持品検査」を行っており、全員が荷物含めてチェックを受けます。時間に余裕をもって来場ください。

★今回の傍聴行動・報告集会も、「支える会」等の支援団体が定まっていないうちで行います。「傍聴席を埋め尽くし、裁判所にもプレッシャーをかけたい」という弁護士団と原告の思いに添えるべく、最大限協力していきたいと思っております。当日は様々な混乱が生じる可能性もありますが、前回同様、ご理解・ご協力をどうぞよろしくお願いいたします。

※ 2/6 口頭弁論傍聴希望の車いす、情報保障が必要な方は、2/6 参加集約窓口 **障大連 西尾** までご連絡ください。

mail npo-oil@mbd.nifty.com TEL 06-6779-8126 FAX 06-6779-8109